

所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

【算定条件】

- 1.所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、（Ⅰ）は1回に連続する7日を（Ⅱ）は1回に連続する10日を限度とし、月1回算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないこと。
- 2.所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3.所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- 4.肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- 5.算定する場合にあつては、診断名および診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
また、抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- 6.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 7.（Ⅱ）においては当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎・尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講したものとみなす。

【令和7年度算定状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）】

所定疾患1	R7/4		R7/5		R7/6		R7/7		R7/8		R7/9		R7/10		R7/11		R7/12		R8/1		R8/2		R8/3	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数
尿路感染																								
肺炎																								
带状疱疹																								
蜂窩織炎																								
慢性心不全の増悪																								

所定疾患2	R7/4		R7/5		R7/6		R7/7		R7/8		R7/9		R7/10		R7/11		R7/12		R8/1		R8/2		R8/3	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数
尿路感染	5	22	1	5			4	20	3	17	6	18	6	29	4	22	3	15	4	16	3	9	4	23
肺炎	1	6	3	13	3	16	2	16	3	19	1	4	3	20	4	15	1	1	1	11	1	5	2	10
带状疱疹																								
蜂窩織炎	1	7															1	7						
慢性心不全の増悪																								

【治療内容】

肺炎：血液検査、胸部レントゲン、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射（生食+セフトリアキソン Na1g、生食+ホスホマイシン 2g）、

内服（フロモックス、レボフロキサシン）、水分補給（点滴、経口補水）、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療

尿路感染症：血液検査、検尿、一般沈査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴注射、内服（フロモックス、レボフロキサシン）、

水分補給（点滴、経口補水）など診察結果に基づいた必要な治療

带状疱疹：抗ウイルス剤の点滴注射、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療

蜂窩織炎：抗ウイルス剤の点滴注射、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療

慢性心不全の増悪：薬物療法・食事療法を中心とした必要な治療